

高山村新型インフルエンザ等対策行動計画



平成27年3月

(令和8年3月全面改定)

目次

はじめに.....	3
1 感染症危機を取り巻く状況.....	3
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	4
第1部 新型インフルエンザ等対策の基本事項.....	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	5
第1節 村行動計画の作成.....	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	7
第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	12
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目.....	16
第1節 村行動計画における対策項目等.....	16
第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	17
第1節 対策推進のための役割分担.....	17
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目.....	20
第1章 実施体制.....	20
目的.....	20
第1節 準備期.....	20
第2節 初動期.....	23
第3節 対応期.....	23
第2章 情報収集・分析.....	26
目的.....	26
第1節 準備期.....	26
第2節 初動期.....	27
第3節 対応期.....	27
第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	28
目的.....	28
第1節 準備期.....	28
第2節 初動期.....	30
第3節 対応期.....	31
第4章 まん延防止.....	33
目的.....	33
第1節 準備期.....	33
第2節 初動期.....	34
第3節 対応期.....	34
第5章 ワクチン接種.....	37
目的.....	37

第1節 準備期.....	37
第2節 初動期.....	38
第3節 対応期.....	39
第6章 保健.....	41
目的.....	41
第1節 準備期.....	41
第2節 初動期.....	41
第3節 対応期.....	42
第7章 物資.....	43
目的.....	43
第1節 準備期.....	43
第2節 初動期.....	43
第3節 対応期.....	44
第8章 住民生活及び地域経済の安定確保.....	45
目的.....	45
第1節 準備期.....	45
第2節 初動期.....	46
第3節 対応期.....	46
用語解説.....	49

はじめに

1 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020（令和2）年以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ²の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性³の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性⁴が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置（特措法第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）、緊急事態措置（特措法第2条第4号に定義する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。以下同じ。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁵は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁶
- ② 指定感染症⁷（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症⁸（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

³ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、県行動計画及び村行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁴ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、県行動計画及び村行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁵ 特措法第2条第1号

⁶ 感染症法第6条第7項

⁷ 感染症法第6条第8項

⁸ 感染症法第6条第9項

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 村行動計画の作成

(1) 村行動計画の経緯

2012（平成24）年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、特措法が制定され、国は、特措法第6条の規定に基づき、2013（平成25）年、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成し、これを受けて、2013（平成25）年12月に、群馬県（以下「県」という。）は、同法第7条の規定に基づき、群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を作成した。高山村（以下「村」という。）においても、特措法第8条の規定に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を踏まえ、2015（平成27）年3月に高山村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「村行動計画」という。）を新たに策定した。

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や村が実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、村は、定期的な検討を行い、適時適切に村行動計画の変更を行うものとする。

(2) 高山村新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

村行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

2023（令和5）年9月から国が新型インフルエンザ等対策推進会議⁹（以下「推進会議」という。）において新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を振り返り、課題を整理した¹⁰ところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

⁹ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

¹⁰ 推進会議において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて村行動計画を改定するものである。

第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、村への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患すおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹¹。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供に係る業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹¹ 特措法第1条

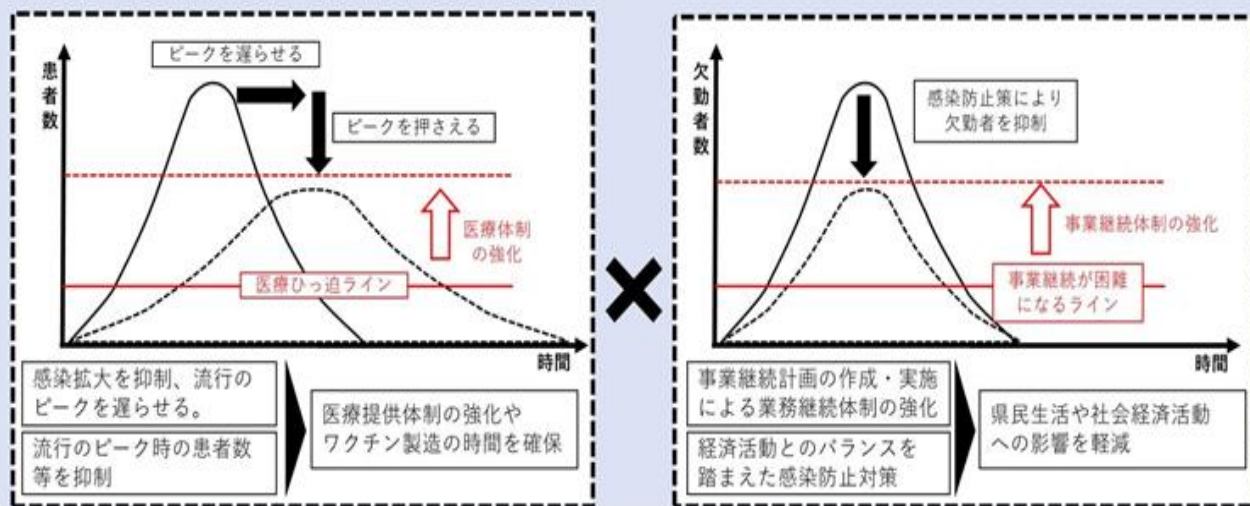
新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

【対策の目的】

感染拡大の抑制 / 県民の生命・健康の保護

県民の生活・県内経済への影響の最小化

【基本的な戦略】



※県行動計画より

第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。村行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本村においては、科学的知見及び国の方針等も踏まえ、村の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹²等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、村行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

準備期

【発生前の段階】

必要な感染症対策物資等の備蓄、ワクチン供給体制の整備、住民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

初動期

【国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府による新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間。）】

直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入、そして、村内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、村が万全の体制を構築するためには、県及び関係機関と早期からの情報共有等を行い、速やかに感染症対応を

¹² 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

行うことができる体制の構築準備を行い、感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

対応期

【基本的対処方針が実行されてから以降の段階】

対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、以下の（ア）から（エ）までの区分を想定する。

（ア） 封じ込めを念頭に対応する時期

病原性に応じて、県が実施する感染リスクのある者の不要不急の外出の自粛要請等への協力や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。そのうえで、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

（イ） 病原体の性状等に応じて対応する時期

国の方針を踏まえ、県及び事業者等と相互に連携して住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

（ウ） ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

（エ） 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

次の新興感染症に向けてさらなる対策を検討するため、発生当初からの対応について課題点を抽出する。

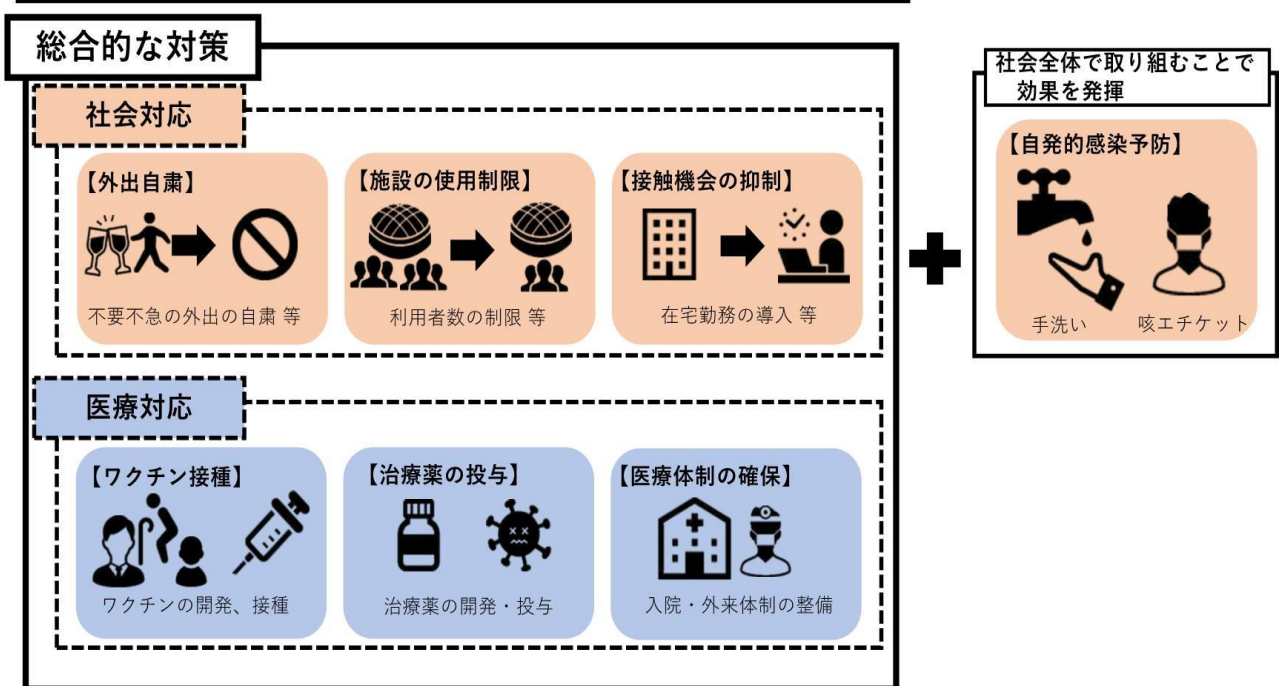
住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限等、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員り患等により、一定期間、事業者の

サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの石けんでの手洗いやアルコール消毒などによる手指衛生、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

新型インフルエンザ等に対する総合的な対策



※県行動計画より

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

村は、国、県、指定（地方）公共機関と、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が村内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに村として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ）関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ）リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション¹³等について平時からの取組を進める。

（オ）負担軽減や情報の有効活用、国、県、市町村の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

¹³ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国や県のリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集等の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切な感染拡大防止措置等が必要となる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策切替えの判断の指標や考慮要素について、可能な範囲で具体的なものを事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

対策の切替え時期については、柔軟な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて切替えるタイミングの目安等も示す。

(オ) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め各地域での介護予防事業や講習会等の様々な場面を活用して普及し、様々な年代の住民等へ理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行い、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、周知に協力する。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁴。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

高山村新型インフルエンザ等対策本部(以下「村対策本部」という。)は、政府対策本部及び群馬県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

村は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(5) 感染症危機下の災害対応

村は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の確認等を進め、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備する。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、村は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

¹⁴ 特措法第5条

(7) 新型インフルエンザ等への備えに対する関心や意欲の維持

村行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

村と住民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させることへの関心や意欲の維持を図る。

(8) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。村は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

第1節 村行動計画における対策項目等

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の8項目を村行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④ まん延防止
- ⑤ ワクチン接種
- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 住民生活及び地域経済の安定確保

なお、政府行動計画及び県行動計画における、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の対策項目については、国又は県が主要な実施主体となることから、村行動計画においては、その記載を省略するが、国又は県から対策実施にかかる協力を求められた場合や村における対応が必要になった場合は、可能な範囲で対応を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁵。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁶とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁷。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁸（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁹の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関²⁰は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

¹⁵ 特措法第3条第1項

¹⁶ 特措法第3条第2項

¹⁷ 特措法第3条第3項

¹⁸ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

¹⁹ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

²⁰ 災害対策基本法第2条第3号

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 村の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

こうした取組においては、平時から関係者が一体となって、新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。また、日頃から行政区役員・民生委員などの地域住民に精通する代表には、地域としての準備や発生時の状況把握及び村対策本部との連携等、災害対策同様の意識を持って協力し合える体制づくりの推進を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等²¹の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者等の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び各種会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

²¹ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に基づく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²²、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²³。

(7) 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁴ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、石けんでの手洗いやアルコール消毒などによる手指衛生、人混みを避ける等）等を個人レベルで実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁵。また、行政区役員・民生委員などの地域住民に精通する代表は、地域としての準備や発生時の状況把握及び村対策本部との連携等、災害対策同様の意識を持って協力し合える体制づくりを推進する。

²² 特措法第3条第5項

²³ 特措法第4条第3項

²⁴ 特措法第4条第1項及び第2項

²⁵ 特措法第4条第1項

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

第1章 実施体制

目的

感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、町、村、J I H S（国立健康危機管理研究機構）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、関係機関とも協調しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において役割を整理するとともに、緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、感染症危機の状況並びに住民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1-1. 村行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 村行動計画を作成・変更する。作成・変更の際には、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²⁶。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。村の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。
- ③ 特措法の定めのほか、村対策本部に関し、必要な事項を条例で定める²⁷。
- ④ 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成等を行う。

²⁶ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

²⁷ 特措法第26条及び第37条

1-2. 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画並びに村行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 国、県及び村等の連携強化

- ① 国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県及び指定（地方）公共機関とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 第3節（対応期）に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

1-4. 村の組織体制及び各部署の役割分担

新型インフルエンザ等発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策にかかる有事の組織体制及び主な役割を次のとおり定める。

【村対策本部の構成】

- ・ 本部長：村長
- ・ 副本部長：副村長・教育長
- ・ 本部長員：全課長・局長

〈 村行動計画における各課の主な役割 〉

課名	事務分掌
全課共通	<ul style="list-style-type: none"> ○村対策本部で決定した施策の実施に関する事 ○業務継続に関する事 ○所管施設の感染予防策、休業、イベント等の自粛に関する事 ○関係機関・関係団体への情報提供及び協力に関する事 ○職員の健康把握と感染予防に関する事 ○住民からの相談に関する事
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○村対策本部の設置及び廃止、新型インフルエンザ等対策本部会議の運営等に関する事 ○人員配備体制その他本部命令の下达に関する事 ○感染情報の収集及びまん延防止対策の指示に関する事 ○被害状況及び新型インフルエンザ等対策実施状況のとりまとめ報告に関する事 ○有症状職員への受診勧奨に関する事 ○新型インフルエンザ等に関する職員の休暇等の周知に関する事 ○庁内ネットワークに関する事 ○防災行政無線を利用した住民への情報提供に関する事 ○他課の協力要請に協力する事

第2部 第1章 実施体制

地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○商工業者からの相談に対応し、必要に応じて可能な支援を行うこと ○企業の事業活動の自粛に関すること ○村ホームページ、SNSを利用した住民への情報提供に関すること ○ライフライン事業者との連絡調整に関すること ○買い占め及び売り惜しみ、便乗値上げ等に関する相談窓口・情報収集窓口の設置 ○廃棄物管理・適正処理に関すること ○他課の協力要請に協力すること
住民課	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の収容安置及び埋火葬に関すること ○死亡者への対応 ○吾妻広域町村圏振興整備組合（斎場）との連携に関すること ○群馬県国民健康保険団体連合会等との連携に関すること ○他課の協力要請に協力すること
保健みらい課 社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止対策の総合調整に関すること ○住民への感染症予防対策の普及啓発に関すること ○感染予防物資の保管、受払、配分、供与に関すること ○防疫薬品、救急薬品の調達、供給に関すること ○予防接種（特定接種・住民接種）に関すること ○高齢者、障害者等要援護者への支援及び情報提供に関すること ○ボランティア活動の支援、推進に関すること ○社会福祉施設等における感染予防に関すること ○他課の協力要請に協力すること
農林課	<ul style="list-style-type: none"> ○家畜等のインフルエンザサーベイランスに関すること ○農畜産物及び家畜の流通指導に関すること ○生活関連物資確保のための協力要請に関すること ○他課の協力要請に協力すること
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道事業の確保に関すること ○他課の協力要請に協力すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○児童及び生徒の感染予防教育に関すること ○学校等（保育所、こども園、小学校、中学校）における感染予防に関すること ○学校等における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者に対する人権確保に関すること ○学校等における集団接種の実施体制の協力に関すること ○児童・生徒・保護者への支援及び情報提供に関すること ○他課の協力要請に協力すること
税務会計課	<ul style="list-style-type: none"> ○他課の協力要請に協力すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○村議会との連絡調整に関すること ○他課の協力要請に協力すること

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

国は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表し、閣議にかけて政府対策本部を設置し、公示する。また県は、政府対策本部設置後、直ちに県対策本部を設置する。これを受け、村も以下のとおり対応を行う。

- ① 速やかに情報収集を行い、今後の対策・措置や具体的な取組を検討し準備する。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても患者等の発生状況等を加味し、必要に応じて村対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 県現地対策本部に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
- ③ 必要に応じて、第1節（準備期）の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁸を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について財政調整基金の活用や地方債を発行する²⁹ことを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 緊急事態宣言がなされた場合は、特措法第34条及び高山村新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月8日条例第4号）に基づき村長を本部長とする村対策本部を直ちに高山村役場に設置する。
- ② 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
- ③ 県現地対策本部と連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて財政調整基金の活用や地方債を発行して財源を確保³⁰し、必要な対策を実施する。

²⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

²⁹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

³⁰ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3-1-3. 国及び県による総合調整

県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う³¹。

また、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う³²。国及び県による総合調整に対し、村は以下の対応を行う。

- ① 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために県から総合調整及び指示があった場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要と認めるときは、総合調整に応じるとともに指示に従う。
- ② 特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。
- ③ 特に必要があると認めるときは、県に対し、政府に指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

3-1-4. 村による総合調整等

村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。また、緊急事態措置に関する総合調整を行うために必要があると認めるときは、以下の対応を行う。

- ① 県に対し、村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求める。
- ② 当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
- ③ 村の教育委員会に対し、村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
- ④ 村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し、県に必要な要請を行う。

³¹ 特措法第24条第1項

³² 感染症法第63条の3第1項

第2部 第1章 実施体制

3-1-5. 職員の派遣、応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施のため必要がある場合は、県を經由して、国に職員の派遣要請を行う。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ③ その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、市町村又は県に対して応援を求める³³。

3-2. 村対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する³⁴。

³³ 特措法第26条の3第1項

³⁴ 特措法第25条

第2章 情報収集・分析

目的

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて住民生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、国及び県の感染症にかかる情報収集・分析の結果、リスク評価及び住民生活や地域経済に関する情報等を収集し、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替えを行う。

第1節 準備期

1-1. 実施体制

- ① 有事に備え、国及び県から共有される情報収集・分析の結果に加え、利用可能なあらゆる情報源からの体系的かつ包括的な感染症に関する情報の収集について、平時から体制を整備する。
- ② 住民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。

1-2. 訓練の実施

国や県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

1-3. 情報漏えい等への対策

公表前の情報や個人情報等の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。

第2節 初動期

2-1. 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに当該感染症に関する情報収集・分析の実施体制を確立する。

2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県と連携し、国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

新たな感染症が発生した場合は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、住民等に迅速に提供・共有する。

第3節 対応期

3-1. 実施体制

感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

3-2. 情報収集・分析手法の検討及び実施

特に村内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用される可能性を想定し、住民生活及び地域経済に関する情報収集・分析を強化し、感染症危機が住民生活及び地域経済等に及ぼす影響を把握する。

3-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国や県から提供されるリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

3-4. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

国及び県から提供される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、住民等に迅速に提供・共有する。

第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目的

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、村が、住民にとって最も身近な行政主体として、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することが重要である。また、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにする。

このため、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

また、有事には、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努める必要がある。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

① 平時から国、J I H S 及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、石けんでの手洗いやアルコール消毒などによる手指衛生、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民等の理解を深めるため、マスメディアを含む各種媒体により、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う³⁵。なお、情報提供・共有の際には、より多くの住民等に効果的に情報を届けることができるよう、SNS等を始めとした新たな情報伝達媒体も活用するなど、柔軟に対応する。これらの取組等を通じ、村による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

³⁵ 特措法第13条第1項

- ② 地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫を検討する。
- ③ 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、村の福祉・保健衛生担当部署や教育委員会等は県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対しても分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する³⁶。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック³⁷の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、住民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて住民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、関係部局と連携して情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 平時から、県と連携し、村内在住外国人等のコミュニティー等の把握に努めるとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法を検討する。
- ③ 村として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイス³⁸での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局間で情報提供・共有の方法等を整理する。

³⁶ 特措法第13条第2項

³⁷ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

³⁸ ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすること。

- ④ 新型インフルエンザ等の発生時に、住民等に対し、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- ⑤ 国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ⑥ 国及び県の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有の体制を整備する。
- ⑦ 新型インフルエンザ等が発生した際、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等に対する健康観察及び外出自粛要請に協力等するため個人情報の提供に係る覚書等を締結し、県との連携体制を整備する。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、住民等からの相談に応じるため、国又は県から要請を受けて、コールセンター等を設置できるように準備を進める。
- ③ 住民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、関係部局と連携してリスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、感染症に関する基本的な情報と感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動等その対策等について、マスメディアやSNSの活用により、住民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 住民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部局の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

- ③ 国及び県が発信する感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、住民等に分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 準備期に整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、本格的にリスクコミュニケーションの体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ⑤ 国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ⑥ 県が実施する、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法、有症状者等からの相談に対応する相談センター等の周知・広報について協力する。
- ⑦ 準備期に締結した県との覚書に基づき、必要に応じて、県に新型インフルエンザ等の患者等の個人情報の提供を求める。

2-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、県と連携し、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。
- ③ 必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人や視覚や聴覚が不自由な方等に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口の設置について検討する。

2-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 初動期に引き続き、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行うとともに、新型インフルエンザ等にかかる関係部局の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。

また、国や県と連携して、住民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

- ② 準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、初動期に強化したリスクコミュニケーションの体制を継続し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ③ 国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ④ 県が実施する、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含む医療機関への受診方法等の周知・広報に協力する。
- ⑤ 発熱外来の受診方法の変更(相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みへの変更等)に関する住民等への周知・広報について、県と連携・協力して行う。
- ⑥ 県との覚書に基づき、患者等に対する健康観察及び外出自粛要請等への協力又は人権侵害や、風評被害の発生の防止等に必要があると認めるときは、県に患者等の個人情報の提供を求める。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 初動期に引き続き、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民や事業者等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。
- ③ 初動期に引き続き、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人や視覚や聴覚が不自由な方等に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口を設置する。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、村及びNPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第4章 まん延防止

目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

平時には、住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、石けんでの手洗いやアルコール消毒などによる手指衛生、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び住民や事業者等の理解促進に取り組むとともに、有事には適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施されることとなる。

特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、国・県と連携しながら、対策の効果と影響を総合的に勘案し、感染状況等の変化に応じて対策の見直しを機動的に行うことが重要である。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 村行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには住民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 平時から、広報や学校等において換気、マスク着用等の咳エチケット、石けんでの手洗いやアルコール消毒などによる手指衛生、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、臨時休業等についての連絡体制を確認する。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. 村内でのまん延防止対策の準備

- ① 県と連携し、村内における新型インフルエンザ等の患者発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請及び健康観察への協力等）の確認を進める。県や国、関係機関等から情報収集を行い、自らの感染が疑われる時の、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等の必要な内容について、住民に周知を行う。
- ② 国や県から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、周知を行う。
- ③ 国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。

国及び県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び住民の免疫獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、住民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1-1. 外出等に係る要請等

地域の感染状況に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛の呼び掛け等を行う。

また、県が、まん延防止等重点措置として、重点区域³⁹において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請⁴⁰や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請⁴¹を行った場合は、県と連携し、住民等へ要請内容の周知等を行う。

3-1-1-2. 基本的な感染対策に係る勧奨等

引き続き、住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、石けんでの手洗いやアルコール消毒などによる手指衛生、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

³⁹ 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

⁴⁰ 特措法第31条の8第2項

⁴¹ 特措法第45条第1項

第2部 第4章 まん延防止

3-1-2. 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請⁴²や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁴³を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁴⁴を行う。

上記要請が行われた場合、村内の対象事業を行う者及び施設管理者等へ要請内容の周知を行うとともに、村が運営する施設等における使用制限（営業等時間の変更、人数制限、停止（休業）等）の検討を行う。

3-1-3. その他の事業者に対する要請

- ① 国及び県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底及び従業員に対する基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を依頼する。
- ② 必要に応じて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼びかけを行う。
- ③ 県からの要請を受けて、保有する公共施設等における基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定を行うほか、必要に応じてその内容の見直しを行う。
- ④ 必要に応じて、感染のリスクが高まっている地域への出張の延期・中止の呼び掛けを行う。
- ⑤ 事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

3-1-4. 学級閉鎖・休校等の要請

国及び県から情報提供・共有される感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、学校・保育施設等に対し、感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、国及び県の要請を受けて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁴⁵（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。

3-2. 村内の感染状況等に応じた対策の検討

地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、感染状況を住民や事業者等に可能な限り分かりやすく情報提供・共有することは、まん延防止対策の効果を高めるために重要である。

⁴² 特措法第31条の8第1項

⁴³ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

⁴⁴ 特措法第45条第2項

⁴⁵ 学校保健安全法第20条

第2部 第4章 まん延防止

県において、県内の感染状況等について独自の指標等を用いて、段階（警戒度等）が示されることになった場合には、当該段階を住民等に周知すること等により、効果的に村内の感染防止対策を実施する。

第5章 ワクチン接種

目的

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンが迅速に供給されるよう、平時から、緊急時におけるワクチンの供給体制を把握しておくことが重要であり、国、県及び村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

また、有事には、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行うことで、柔軟な運用を行えるようにする。

なお、ワクチン接種後に生じた症状等についても適切な情報収集を行うとともに、県や関係機関と連携し、健康被害救済手続きが迅速に進められるよう、体制を整える。

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材の把握

ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、県と連携して、平時から確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保出来るよう準備するとともに、村内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。

1-2. ワクチンの供給体制

- ① 県及び関係団体等と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築する。
 - （ア） 卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
 - （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
 - （ウ） 県との連携の方法及び役割分担
- ② 管内にワクチンを配送する事業者の把握をするほか、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

吾妻郡医師会（以下「郡医師会」という。）等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市区町村を実施主体として、原則として集団的なワクチン接種を実施する

第2部 第5章 ワクチン接種

こととなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

県と連携して、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から以下（ア）から（ウ）までのおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 国、県及び関係機関等の協力を得ながら、村内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁴⁶。
- （イ） 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、村内だけでなく、就学や勤務地、施設入所等の理由による他市町村での接種も可能にするよう取組を進める。
- （ウ） 国の技術的な支援を受け、速やかに接種できるよう、郡内町村と郡医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民等の理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. ワクチンの接種に必要な資材の確保

注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、県と連携して、村内における事業者に対して、村内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査するとともに、国及び県と連携し、接種に必要な量を確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の構築

吾妻郡内の自治体と相互に連携し郡医師会に協力を依頼する等、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。また、県が大規模接種会場を設置し、接種を行う場合、その実施に協力する。

2-2-2. 接種体制の準備

発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や住民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国が整理する接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

⁴⁶ 予防接種法第6条第3項

第3節 対応期

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1. 計画的な供給の管理

ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう国の流通管理に協力する。

3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築

- ① 県及び事業者と連携し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する⁴⁷。
- ② 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ③ 国からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

3-2. 接種体制

- ① 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合⁴⁸において、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等を対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 住民接種の接種順位の決定

住民への接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、発生した新型インフルエンザ等の病原性等により、重症化しやすい特定のグループ等の情報も踏まえ、国が決定する。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

県や郡内町村と連携し、住民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。

⁴⁷ 予防接種法第6条

⁴⁸ 特措法第28条

第2部 第5章 ワクチン接種

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、住民等に対し接種順位に応じた接種スケジュールやグループごとの予約方法、接種順位についての情報提供を行う。また、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて村の施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。県が接種会場を設置する場合には協力し、住民への情報提供を行う。

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、県その他地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止するため、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

ワクチンの安全性について、最新の科学的知見や海外の動向及び国から提供される予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、適切な安全対策や住民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者⁴⁹、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。住民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- ② 自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種方法、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法、各種相談窓口などの情報等）に加え、国や県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ③ パンデミック時においては、定期の予防接種の接種率が低下することによるまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

⁴⁹ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第6章 保健

目的

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、村内の感染状況や医療提供体制の状況等を把握し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県が、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限を行使することを想定しつつ、平時から県との連携を深める必要がある。

なお、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、保健福祉事務所における業務負担の急増が想定される。県及び地域の関係機関と連携して感染症危機に対応する。

第1節 準備期

1-1. 人材の確保

保健福祉事務所では、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、職員だけではなく、本庁等からの応援職員、IHEAT（アイヒート）要員、市町村からの応援派遣等、感染症有事体制を構成する人員確保が必要となる。県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する体制を検討する。

1-2. 多様な主体との連携体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、保健福祉事務所、郡医師会及び消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。そのうえで、陽性者等が自宅や宿泊療養施設⁵⁰で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力体制を整備し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 県から人員確保のための応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する準備を行う。
- ② 陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力にかかる準備を行う。

⁵⁰ 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

- ① 県から保健福祉事務所等の感染症有事体制を確立するための応援派遣の要請があった場合、人材の派遣等による協力を努める。
- ② 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する⁵¹。

3-2. 健康観察及び生活支援

- ① 県からの依頼により、自宅療養者及び宿泊療養者等に対する外出自粛要請⁵²、健康観察の実施等に協力する。
- ② 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給⁵³に協力する。

⁵¹ 感染症法第16条第2項及び第3項

⁵² 感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

⁵³ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

第7章 物資

目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、海外での流行により様々な物資の輸入減少・停止が見込まれる。また、国内で発生した場合には全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、村における業務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康や社会経済活動への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から感染症対策物資等を十分に確保し、備蓄等を推進することが重要である。

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄推進等⁵⁴をするとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

2-2. 感染症対策物資等の使用の準備

- ① 全庁における必要な感染症対策物資等に関して調査を行い、十分な量を確保する。
- ② 感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務における、感染症対策物資等の備蓄の使用について準備を行う。
- ③ 感染症対策物資等の急激な利用の増加により、住民に対し十分な感染対策物資等が供給されない事態に備え、住民に対する感染症対策物資等の備蓄の放出手順等の確認を行う。

⁵⁴ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

3-2. 感染症対策における物資の使用

- ① 感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務において、計画的に感染症対策物資等の備蓄物品を使用しつつ、長期的に必要な可能性を踏まえ、販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により必要量を安定的に確保する。
- ② 感染症対策物資等の急激な利用の増加により、住民が感染対策を実施する上で、必要な衛生用品等の供給不足が生じた、又は生じるおそれがあるときは、感染症対策物資等の配布を行う。

3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める⁵⁵。

⁵⁵ 特措法第51条

第8章 住民生活及び地域経済の安定確保

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活や社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、平時から、新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や住民等に感染対策等の必要な準備を行うことを勧奨するとともに、住民生活及び社会経済活動の安定確保に必要な対策や支援を行う。

事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、事業者や住民等に対して、必要な支援及び対策を行う。

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係機関並びに県と国との連絡窓口を村対策本部とし、情報共有体制を整備する。また、各課において関係機関との間で、連絡の窓口となる担当者を定め、情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人や障がい者等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄⁵⁶

① 村行動計画に基づき、第7章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁵⁷。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

⁵⁶感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁵⁷ 特措法第10条

第2部 第8章 住民生活及び地域経済の安定確保

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ① 国、県及び火葬場を運営する吾妻広域圏振興整備組合（以下「広域圏」という）と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- ② 県の火葬体制を踏まえ、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行い、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当や関係機関等との調整を行うものとする。

第2節 初動期

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

県と協力して、住民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は経済生活上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、必要に応じて事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-2. 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、流行が予想される時期の季節等も勘案しつつ、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

必要に応じ、県と協力して、住民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

第2部 第8章 住民生活及び地域経済の安定確保

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

国や県の要請に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁵⁸やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5. 犯罪の予防・取締り

村は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進する。

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるとき、国と県は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁵⁹。

村は上記措置がなされた場合には、事業者への要請や住民への呼びかけを行う。

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

- ① 県を通じての国からの要請を受けて、広域圏に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

⁵⁸ 特措法第45条第2項

⁵⁹ 特措法第59条

第2部 第8章 住民生活及び地域経済の安定確保

- ④ 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁶⁰。

3-2-2. 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び水道用水供給事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱（ぜいじゃく）な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

⁶⁰ 特措法第63条の2第1項

用語解説

用語	内容
インフォデミック	SNSやインターネットなどを通じ、不確かな噂やデマと正確な情報とが大量、急激に拡散され社会に悪影響を及ぼす現象のこと。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
(ウイルスの)封じ込め	感染症の流行を防ぐための対策を講じることで感染の拡大を抑えること。
DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称。データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、製品やサービス、業態モデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス等を変革すること。 新型コロナウイルス対応の例として、オンラインの会議や授業・インターネットショッピング・キャッシュレス決済・ワクチン接種証明・接触確認アプリなどの利用を挙げることができる。
IHEAT	Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。
国立健康危機管理研究機構 (J I H S)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 (令和7) 年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
P D C A サイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
医療法	医療機関の開設、管理、運営に関する基準を定め、医療従事者の役割や医療安全に関する規定を明確にし、医療を受ける者の利益の保護と、良質かつ適切な医療の効率的な提供体制の確保を図ることを目的とした法律
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
学校保健安全法	健康診断・保健管理・感染症予防・事故防止等、学校における児童や生徒及び職員の健康と安全を確保するための法律

感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)	感染症の種類や重症度に応じて、発生や拡大を防ぐための基本的な方針や対応策を定め、感染症の予防と対策を目的として施行された法律。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康被害救済制度	予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定した時に給付が受けられる制度。
抗原性	身体に免疫反応を引き起こす物質が抗体を特別なものと認識して結合する性質。
国民生活安定緊急措置法	物価の高騰やその他、経済の異常な事態に対処するため国民生活との関連性が高い物資及び経済上重要な物資の価格及び供給の調整等に関する緊急措置を定めた法律。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

サーベイランス	データを継続的・組織的に収集、統合、分析すること。 感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害対策基本法	災害時に社会の秩序を維持し、公共の福祉確保につながることを目的とし、災害発生時や防災について細やかな行動指針を示すことで、国土や国民の命と体や財産を保護できるように制定された法律。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
指定感染症	既に知らされている感染性の疾病であって、感染症法第三章から第七章までの規定の全部または一部を準用しなければ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると政令で定めるもの。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認められるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施される予防接種のこと。
宿泊療養施設	入院治療が必要でない軽症者や無症状者が家族等に感染させず、症状が急変した時にも適時適切に対応できるよう看護師等が常駐する、県が確保したホテル等の施設。
所掌	法令等によって定められた特定の機関が、特定の職務や業務を担当することを指す。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザや、全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図ることで、発生時において国民の生命及び健康を保護し、生活や経済に及ぼす影響が最小にすることを目的とした法律。
新感染症	感染症法第6条第9項において人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活基盤	生きていくうえで必要不可欠な衣食住や経済活動、社会インフラなど基盤となる部分。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資である生活関連物資等の価格高騰や流通の混乱を防ぐため、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることで、国民生活の安定と経済の円滑な運営を図ることを目的とした法律。
脆弱	弱くて脆いことまたはその性質。
咳エチケット	個人が咳・くしゃみをするときにマスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻を覆う等、咳やくしゃみの飛沫で他人に感染させないように気遣うマナーのこと。
総合調整	複数の主体が統一性・一体性を持って活動できるよう、目的・手続き・手段・経費・タイミング等から必要な調整を行うこと。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
発熱外来	医療機関において、発熱や咳・鼻水・のどの痛み等風邪症状がある患者に対して、通常の診察室ではなく個別に設置されたスペースで診察を行うこと。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度(血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合)を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
病原性	病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を引き起こす性質であり、病原体の侵襲性・増殖性、宿主防衛機能の抑制能などを総合した表現。新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。
副反応	ワクチンを接種後に生じる免疫付与以外の身体反応のこと。
物価統制令	物価高騰を抑制するために、政府が物価を管理・統制する法令のこと。
変異株	ウイルスが増殖するときに遺伝子情報のコピーミスが起こることで新たな性質を持つようになったウイルスのこと。
防災備蓄	災害発生時に電気やガス、水道等のライフラインが機能しなくなった場合に備え飲料水や非常食等を備蓄すること。

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
水際対策	感染症が国内に侵入するのを防ぐために行われる検疫や検査・入国制限等の対策のこと。
薬剤感受性	薬剤によって病原体が感染力を失うこと、または死滅する程度のこと（有効性）感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	知識や情報を収集し、適切に理解・解釈して有効活用する能力
ワンストップ	一か所で用事が足りること。